

第三者評価結果

事業所名：ゆめ和柳町ほいくえん

A-1 保育内容

A-1-(1) 全体的な計画の作成	第三者評価結果
<p>A-1-(1)-①</p> <p>【A1】 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。</p>	b
<p><コメント></p> <p>全体的な計画は、法人の園長会議で協議された基本方針を基に年齢別保育目標を設定し、社会的責任、人権尊重、情報保護、説明責任、苦情処理・解決に関する取り組み事項を明示しています。また、園の保育理念である「人として必要な力を養い、生活保育を進める」の実践に向け、養護及び教育の領域ごとに年齢別の保育のねらいや内容を設定しています。全体的な計画は、年度末に行う「次年度準備会議」で計画の進捗状況や課題点を確認し、次期の計画に反映しています。計画の内容は、年度初めの職員会議で共有し、年間指導計画や月案の作成につなげています。全体的な計画の作成においては、リーダー層の職員を中心に職員が参画し、年齢別保育目標の設定などに関わることが期待されます。</p>	
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開	第三者評価結果
<p>A-1-(2)-①</p> <p>【A2】 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。</p>	a
<p><コメント></p> <p>保育室の環境については、エアコン、扇風機、空気清浄機、加湿器を設置し、温度や湿度に合わせて空調などの管理を徹底しています。夏季は、熱中症アラートに注意し、施設内の冷房を管理しています。また、冬季には床暖房を使用するとともに、換気に留意しています。保育室内や廊下、トイレなどの清掃作業に関しては、担当者がマニュアルに基づいて実施しています。遊具やおもちゃの消毒については、0、1歳児クラスは毎日殺菌を行い、2～5歳児クラスは使用した遊具を週1回消毒しています。子どもが使用する布団は、2か月に1回乾燥及び消毒をしています。午睡においては、部屋の障子やブラインドを閉め、静かな環境を作っています。夏季は、心地よく睡眠できるようにござを敷いています。椅子やテーブルなどは、年齢に合ったものを使用しています。また、年齢に応じてマットや畳を用意し、くつろいで過ごせるようにしています。</p>	
<p>A-1-(2)-②</p> <p>【A3】 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。</p>	a
<p><コメント></p> <p>子どもの発達状況や健康状態、家庭の状況などは入園面接や提出書類によって把握しています。日常の保育では子どもが安心できる環境を整え、一人ひとりの子どもをよく観察し、話を聞いて思いを受け止めることを心がけています。自分の気持ちを言葉で表せない子どもに対しては、子どもの気持ちに寄り添い気持ちを代弁する、絵やカードなどで見てわかるようにするなどの配慮をしています。子どもとの関わりにおいては、「やりたかったんだね」「上手にできたね」など、子どもが何を求めているのかを表情やしぐさから汲み取り、声をかけるようにしています。また、指示をするのではなく、「やってみよう」など肯定的な言葉やポジティブな言葉を使うようにしています。職員には、子どもへの声かけや関わり方などに関する研修の受講を推奨しています。</p>	
<p>A-1-(2)-③</p> <p>【A4】 子どもが基本的な生活習慣を身につけることのできる環境の整備、援助を行っている。</p>	a
<p><コメント></p> <p>基本的な生活習慣は、子ども一人ひとりの発達状態に応じて、無理なく身につくよう援助しています。トイレトレーニングは、家庭での子どもの状況を把握し、保護者と連携して進めるようにしています。食具の使用においては、輪っか状のスプーンから箸までを、発達状態に応じて進めています。また、衣服の着替えについては、着脱における子ども一人ひとりの意欲を尊重しながら、見守ったり手伝ったりしています。手洗いやうがいは、絵本や紙芝居などを通して習慣化することの大切さを伝えるとともに、年齢別に月ごとの計画を立てて進めています。保護者には、連絡帳や送迎時の対話を通して、子どもの状況を伝えています。特に、子どもができるようになった時は様子を細かく伝え、喜びを共有しています。</p>	
<p>A-1-(2)-④</p> <p>【A5】 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。</p>	a
<p><コメント></p> <p>保育においては、子どもたちが興味や関心を持って、自主的に取り組むことを大切にしています。0～2歳児クラスでは、子どもが手に取りやすい場所におもちゃを置き、好きなものを自由に選べるようにしています。各保育室には、子どもが好きな遊びに集中して取り組めるよう、コーナーを作っています。ホールには、マットや跳び箱、平均台などを設置し、身体を動かす活動ができるようにしています。各クラスの保育室は、1歳児クラスの隣に3歳児クラス、2歳児クラスの隣に4、5歳児クラスを配置し、年下の子どもたちが年上の子どもの活動を見て学べるようにしています。晴れた日は、園庭遊びや散歩など、戸外で遊ぶ時間を多くしています。散歩先の公園では、自然と触れ合いながら、地域の人たちに挨拶をして交流しています。また、交通ルールや公園での約束ごと 地域の方への挨拶を学んでいます。表現活動では、画材や楽器などを用意し、興味のあるものを選んで取り組めるようにしています。</p>	

<p>A-1-(2)-⑤ 【A6】 乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	<p>a</p>
<p><コメント> 0歳児クラスでは、保育室にマットや畳を敷いて、ゆったりと過ごせるようにするとともに、疲れた時は横になれるようにしています。保育においては、担当の職員は決めていませんが、なるべく同じ職員が関わるようにし、子どもの情緒が安定するよう配慮しています。また、子どもの表情やしぐさを観察し、優しい声かけや抱っこ、喃語への対応などを通して、子どもが安心して活動できるようにしています。おもちゃについては、音の出るものや指先の発達を促すものなどを、子どもの発達状態に合わせて用意し、子どもが取り出しやすい高さに置いています。つかまり立ちや伝い歩きができるようになる時期には、安全に過ごせるように保育室の環境を整えています。保護者には、連絡帳や送迎時の対話、個人面談を通して子どもの状況を詳細に伝え、成長の様子を共有しています。</p>	
<p>A-1-(2)-⑥ 【A7】 3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	<p>a</p>
<p><コメント> 1、2歳児クラスは、子どもの自我が芽生える時期ということを理解し、子どもが自分でやりたいと思う気持ちを大切にしています。保育室の障子はいつも開けておき、子どもたちが自由に出入りできるようにするとともに、廊下も利用して遊べるようにしています。日常の保育においては、子どもが自分で好きなおもちゃを選んで、自由に遊ぶ時間を設けています。職員は、子ども同士の関わりを見守りながら、必要に応じて声かけや仲立ちをしています。おもちゃの取り合いなど、成長の過程で起こるトラブルにおいては、子どもの思いを受け止め気持ちを代弁するようにしています。散歩や朝夕の時間帯は、異年齢での合同保育を行っています。保護者には、連絡帳や掲示物、送迎時の対話などを通して、日常の保育活動の状況を伝えています。</p>	
<p>A-1-(2)-⑦ 【A8】 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	<p>a</p>
<p><コメント> 3歳児クラスは、子どもが自分でやりたい遊びや活動ができるように、保育室内にコーナーを作り、いろいろな種類のおもちゃや絵本などを用意しています。また、集団での遊びのなかで、子どもたちの興味や関心が広がるようにしています。4歳児クラスでは、友だちとの関わりが増えることを踏まえ、一緒に楽しく遊ぶ時間を多く設けています。また、保育活動のなかで、自分の思いを伝えることや協力することを体験できるようにしています。5歳児クラスは、次の日の活動内容を、子どもの意見を取り入れて決める機会を設けています。また、みんなの前で発表すること、他人の意見や話を聞くことを体験できるようにしています。保護者には、子どもたちの活動やその日の様子を、「トピックス」にまとめてわかりやすく伝えています。</p>	
<p>A-1-(2)-⑧ 【A9】 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	<p>b</p>
<p><コメント> 園内の設備環境については、玄関にスロープを設ける、多目的トイレを設置するなど、バリアフリーに配慮しています。障害のある子どもは在籍していませんが、南部地域療育センターの助言を受け、適切に対応するための受け入れ体制を整えています。障害のある子どもや配慮を要する子どもへの支援に関しては、保育日誌に子どもの日々の様子を記録し、個別指導計画に基づいて適切に対応することを基本としています。職員には、子ども同士の関わりをなかで職員が仲立ちや代弁をし、共に生活するなかで子どもたちが成長することの重要性を周知しています。また、外部研修の受講を通して、障害児保育や配慮の必要な子どもについて学んでいます。保護者には、園の対応方法及び体制を重要事項説明書に記載し、入園時に説明しています。受け入れ体制の整備においては、園内研修などで、過去の個別指導計画を基に対応方法を周知されるとよいでしょう。</p>	
<p>A-1-(2)-⑨ 【A10】 それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	<p>a</p>
<p><コメント> 保育においては、子どもの在園時間や生活リズムに配慮し、1日の生活のなかで活動や休息のバランスを取ることを大切にしています。保育活動では、体を動かして活動する時間、マットや畳を敷いてゆったり過ごしたり静かに絵本を読んだりする時間を設けています。0～2歳児クラスでは、休み明けなどで子どもに疲れた様子が見られる時は、休息や睡眠の時間帯や長さを調整しています。3～5歳児クラスは、合同保育を行うタイミングや場所を、柔軟に設定するようにしています。延長保育の時間帯は、年齢に応じたおもちゃを用意し楽しく遊べるよう配慮するとともに、補食を提供しています。子どもの状況や保護者からの伝言は「登降園表」に記入し、引き継ぎの際には口頭で正確に伝えています。けがなどがあった場合は、職員室のホワイトボードにメモを貼り、全職員に周知しています。保護者には、子どもの活動状況を、連絡帳や対話を通していねいに伝えています。</p>	
<p>A-1-(2)-⑩ 【A11】 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。</p>	<p>a</p>
<p><コメント> 5歳児クラスでは、指導計画に基づいて、就学に向けた準備を進めています。生活面においては、自分の荷物は自分で管理する、時間を意識して行動すること、食事のマナーなどを身につけるようにしています。年明けからは、午睡を無くしています。学習面においては、静かに座って本を読むこと、必要な言葉を正しく使うことなどを指導しています。また、就学に向けて子どもが不安にならないよう、小学校の校舎や教室を見学し、1年生と交流する機会を提供しています。5歳児クラスの担任は、幼保小連携事業に参加し、小学校の職員と研修を通して交流しています。また、保育所児童保育要録の作成や入学に向けた手続きなどを進めています。保護者には、保護者懇談会で就学に関する情報を提供するとともに、小学生を持つ保護者から学校生活について話をしてもらう時間を設けています。また、個人面談を通して、保護者の相談に応じています。</p>	

A-1-(3) 健康管理	第三者評価結果
【A12】 A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。	a
<p><コメント></p> <p>子どもの健康管理に関しては、「健康保持マニュアル」を基に、嘱託医及び医療機関と連携して対応する体制を整備しています。子ども一人ひとりの健康状態については、登園時に子どもの体調を視診し、「登降園表」「児童健康台帳」に記入しています。また、「保健計画」「保健指導計画」を作成し、子どもの保健に関する取り組み事項を明示しています。「保健計画」には、月別の保健目標、保健行事、留意すること、園内における子どもの健康管理、家庭への保健の連絡事項などを記しています。「保健指導計画」には、月別年齢別の保健指導の内容を記しています。保護者には、既往症や予防接種の状況を提示してもらい、適切な対応を図っています。乳幼児突然死症候群(SIDS)予防においては、「業務・安全マニュアル」に基づいて、0歳児は5分、1歳児は10分毎に呼吸チェックを行っています。</p>	
【A13】 A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	a
<p><コメント></p> <p>子どもの健康状態については、内科健診及び歯科検診を年2回、身体測定を毎月、3歳児の視聴覚検査及び3～5歳児の尿検査を年1回実施しています。また、5歳児は、希望者のみ週1回のフッ素うがいを行っています。内科健診の際には、保護者から母子手帳を預かり、予防接種の状況を確認しています。健診や検査結果は「児童健康台帳」に記載するとともに、保護者に書面で報告しています。また、必要に応じて、嘱託医の所見を伝えています。歯科検診の結果は、個別に通知するとともに、年齢別の集計結果を掲示板に掲示しています。身体検査の結果は、成長曲線に基づいて確認しています。職員は、健康に関する絵本や紙芝居を通して、子どもたちに健康の大切さをわかりやすく伝えています。</p>	
【A14】 A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>子どもの食物アレルギーへの対応については、「アレルギー対応マニュアル」を基に、誤食対策を整備しています。対応方法については、入園時の個人面談において疾患の状態を保護者に確認し、「アレルギー疾患生活管理指導表」を基に設定することにしていきます。食事の提供にあたっては、「アレルギー児献立表」に基づく除去食材のチェック、専用食器及びトレイの管理方法を明示しています。特に、配膳時においては、調理担当者と職員が除去食材を確認する、氏名と除去食材を記入したプレートを使用する、食事に食品用ラップフィルムをし配膳後に取り除くことなどを、具体的に記しています。保護者には、入園説明会において、食物アレルギーへの対応方法、アレルギー治療の状況や受診結果の共有などについて説明しています。また、熱性けいれんの症状がある場合の対応方法を伝えています。</p>	
A-1-(4) 食事	第三者評価結果
【A15】 A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	a
<p><コメント></p> <p>食事に関しては、年度別の「たべるのだいすき計画」を作成し、各月の献立のポイントや季節の行事食などを明示しています。給食の時間は、子どもたちが、職員と一緒に楽しく落ち着いて食べることを大切にしています。椅子やテーブルは子どもに合わせた高さにして、食具や食器、形態も一人ひとりの発達に合わせて対応しています。食事の際は、職員や栄養士と一緒に会話を楽しみながら食べています。苦手な食材については、無理に食べることを促すようことはせず、食べることができた時は褒めてできるだけ好き嫌いがないようにしています。3～5歳児クラスの子どもたちには、苦手なものは自分で言えるように声をかけています。食育においては、年齢に応じて、野菜の栽培や皮むき、調理室の見学などを行っています。また、絵本や紙芝居を通して食材の名前を覚えたり、食事のマナー学んだりしています。5歳児クラスの子どもたちは、当番活動でその日のメニューを発表しています。保護者には、食育活動の様子を、連絡帳などを通して伝えています。</p>	
【A16】 A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	a
<p><コメント></p> <p>給食の献立は、職員給食会議において喫食状況を基に協議し、食材や調理方法を検討しています。献立は栄養士が毎月作成し、「給食献立表」に明示しています。また、「給与栄養目標量算出表」などを使用して、栄養価の管理をしています。食材や味付けについては、和食を中心に旬の野菜を取り入れ、薄味を基本としています。離乳食は、保護者と連携して食べたことのある食材を確認し、子ども一人ひとりの発達状態に合わせて作っています。調理及び給食室は、「衛生管理マニュアル」に基づいて、衛生の管理を徹底しています。メニューについては、季節感のある料理を提供するとともに、伝統行事に合わせた行事食や郷土料理を取り入れています。郷土料理では、博多の水炊き、沖縄料理、横浜のサンマー麺などを提供しています。行事食においては、行事の由来や使用している食材などに関する話を行っています。毎日の献立は、写真に撮って玄関に掲示し、保護者に伝えています。また、希望する保護者には、レシピを配布しています。</p>	

A-2 子育て支援

A-2-(1) 家庭と緊密な連携	第三者評価結果
【A17】 A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>日常の保育における保育活動の内容や子どもの様子については、連絡帳やトピックス掲示、送迎時の対話などを通して、保護者に伝えています。4月に行う保育説明会やクラス懇談会では、担任が各クラスの保育目標や大切にしていきたいことなどを説明しています。園の保育理念である「生活保育」に関しては、入園時や懇談会で説明するとともに、運動会や保育参観などで、実際の子どもの姿を見てもらえるようにしています。保育参観の際には、給食の試食ができる機会を提供しています。保護者との個人面談は年1回行っていますが、希望があればその都度応じる体制を整えています。家庭での子どもの状況や保護者の要望については、個人ファイルに記録し、保育において反映しています。</p>	
A-2-(2) 保護者等の支援	第三者評価結果
【A18】 A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>日常の園生活においては、保護者とのコミュニケーションを通して、信頼関係を構築できるよう努めています。登降園時には、子どもの日々の様子を保護者と共有し、いつでも気軽に相談をしてもらうよう伝えています。また、保護者の就労状況や家庭環境を把握し、保育時間や送迎などに関する急な変更や依頼に対しても柔軟に対応し、保護者のが安心して子育てができるよう支援しています。個人面談や相談の際には、保護者の希望時間に合わせるとともに、内容に応じて適切に対応できる体制を整備しています。面談や相談の内容は、「個人面談記録」に記録し、職員会議で共有しています。保護者の支援については、保護者の希望に合わせて土曜保育や延長保育を行うとともに、子育て支援講座などを提供しています。</p>	
【A19】 A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	a
<p><コメント></p> <p>虐待の防止に関しては、横浜市の「虐待防止ガイドライン」や園の「業務・安全マニュアル」を基に、園全体の対応体制を整備しています。職員には、早期発見に向けた対応方法や留意点を、研修や職員会議で周知しています。登園時には、子どもと保護者の様子を視診し、普段と変わった様子がない確認しています。保育においては、子どもの様子や言動、しぐさなどを観察するとともに、着替えの際に傷やあざなどがいないかを確認しています。気になる点がある時は、園長及び主任に報告し、対応方法を協議することになっています。また、虐待が疑われる場合や支援が必要であると判断した場合の対応方法に関しては、行政の関係機関との連携体制について職員に説明しています。</p>	

A-3 保育の質の向上

A-3-(1) 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）	第三者評価結果
【A20】 A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	b
<p><コメント></p> <p>保育業務における各職員の実践状況については、「職員の自己評価」を通して振り返りを行っています。また、年間指導計画や月案の自己評価において、日常の保育活動の内容を評価し課題や改善点などを抽出するとともに、各職員の課題を確認しています。職員の自己評価においては、保育業務や保育活動の状況を四半期ごとに振り返りを行い、課題を確認しています。職員の自己評価に関しては、園長及び主任が確認しコメントを記入しています。また、保育所の自己評価を行う際に、職員の自己評価結果を反映しています。職員の自己評価結果は閲覧できるようになっていますが、今後は、評価結果を基に保育内容や実践における改善点などについて、職員同士で話し合う機会を設けるとよいでしょう。</p>	